

紫野

平成27年
1月1日発行
第46号



大本山 大徳寺

◆◆◆◆◆ 平穀死が難しい現実を知る ◆◆◆◆◆

一年老いて、病院とどう関わるべきか（四）――

尊厳死協会 副理事長
長尾クリニック院長

長尾 和宏

の遺嘱を読みたまゝ、「おまえの死後は、おまえの命を尊重する」などと書かれていた。その遺嘱を尊重するためには、医療行為を止めるべきだ。しかし、医療行為を止めるべきだ。しかし、医療行為を止めるべきだ。

在宅看取りは警察と無関係

—法律の誤解が平穀死を妨げている—

多死社会を迎える在宅や施設で最期を迎える方が増えていました。しかしそれを怖がる医療スタッフ・介護スタッフが多いのも現実です。何が怖いのでしょうか？「在宅看取り＝警察沙汰？」という間違ったイメージが沁みついているように感じます。末期

がんや老衰で寝たきりとなり、在宅看取りを前提にして診てている方が亡くなられても、それは決して「事件」でもなんでもありません。

実は、「在宅看取り＝警察沙汰？」という間違った刷り込みは、医師法二十条という法律の誤解に起因しています。この法律には「二十四時間以内に診察していれば、医師は死亡に立ち会わなくても死亡診断書を

発行できる」と謳われています。御家族から呼吸停止との連絡を受けたあと、患者さんの家に行かなくても死亡診断書を発行できるという内容です。なんと凄いことが謳われているのでしよう。昭和二十四年制定のこの法律は、当時の無医村や離島状況を勘案してきたのでしよう。この法律がおらかな看取りを保証してくれています。しかしここで間違ったのか「二十四時間以内に診察していなければ、死亡診断書を発行できない」と誤解している医療者の多いこと！事件でもなんでもないのに警察に関わるのは誰も嫌です。この法律の誤解から多くの医療者や市民が在宅看取りを避ける傾向があります。ある特別養護老人ホームで

は嘱託医が医師法二十条を誤解しているので入所者が亡くなるたびに警察を呼ぶそうです。呼ばれた警察も困っているとか。繰り返しますが、不治かつ末期となつたご在宅患者さんがその御病気で亡くなるのは事件でもなんでもありません。在宅主治医さえいえば在宅看取りに何の法的問題はありません。また二十四時間以内に主治医が診ていなくとも、元々の病気で亡くなつたことが明らかであれば、主治医が往診して死亡診断書を書くことができます。

最近は独居の高齢者が増えています。たとえ末期がんを患つておられても、最期末自宅で過ごすことを希望される方が大勢おられます。朝一番に入ったヘルパーさんが、呼吸停止を発見することも時々あります。

事件でもなんでもないのに警察に関わるのは誰も嫌です。この法律の誤解から多くの医療者や市民が在宅看取りを避ける傾向があります。ある特別養護老人ホームで

す。しかし「ケア会議」で予めしつかりシミュレーションしてありますので、何の問題もなく「平穏死」を見届けることができます。主治医に電話をして診に来てもらえばいいのです。多少時間がかかるても問題ありません。死亡時刻は、推定で構いません。平穏死の条件五番目は、「看取りの法律を知つておくこと」です。医師法二十条という法律は、実は平穏死の最大の味方なのです。しかしこの法律の誤解が平穏死を妨げているという現実も、是非とも知つておいてください。

医師法二十条

「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交

付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検査をしないで検査書を交付し受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、ここの限りでない」